

消費者委員会 公共料金等専門調査会 第14回電力託送料金に関する調査会（令和3年2月25日開催）における専門委員の主な個別意見の概要（託送料金制度改革の詳細設計に関わるものに限る）

令和 3 年 3 月 1 日
内閣府消費者委員会事務局

※消費者委員会 公共料金等専門調査会 第14回電力託送料金に関する調査会における委員の発言を、消費者委員会事務局が適宜要約・整理したものである。詳細は、議事録を参照されたい。

※専門委員の個別意見であり、電力託送料金に関する調査会、公共料金等専門調査会及び消費者委員会の全体として取りまとめた意見ではない。

※託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）の詳細設計に関するものを抜粋した。

託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）について

- ① 現行の託送料金制度において、原価算入が認められていない費用を原価算入の対象とすることについては、慎重な判断が必要である。
- ② OPEX費用全体に対して査定をすることで、各社の創意工夫を促すということであるが、OPEX 費用全体の査定しかなしことによつて、料金査定の透明性が失われないう留意すべきである。
- ③ 研究開発費や環境関連費用といったものは、これから一層増えてくると考えられる。これらをOPEX投資に含めてよいのか否かといった点は、慎重に検討していただきたい。
- ④ 第1期規制期間について、既設分の減価償却費を制御不能費用に分類するのは構わないとしても、第2期規制期間以降は、前期の減価償却費を全て自動転嫁すべきかどうかについては検討の余地があるのではないかと。
- ⑤ 託送料金の収入上限算定を検討するに際しては、特定の国の事例を参照するだけでなく、様々な国の成功事例・失敗事例を参考に、わが国におけるベストミックスを検討してはどうか。
- ⑥ 託送料金は最終的には消費者が支払うものである。レベニューキャップという制度の下、どのような仕組みで託送料金が決まっていくのかということについて、消費者にも分かるような資料を制度開始までに公表していただきたい。
- ⑦ 託送料金制度の改正にあたっては、パブリックコメントを実施するなど消費者の意見を反映する機会を設けていただきたい。

以上